

江南市下水道事業經營戰略(案)

令和3年度～令和12年度



令和3年 月

江南市

目次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略策定の趣旨と位置づけ	1
2.	計画期間	2
第2章	下水道事業の概要	3
1.	下水道事業の現況	3
2.	下水道使用料の現況	5
3.	下水道事業の現状分析と将来の見通し	6
4.	組織の状況	19
5.	投資及び財政に関する課題と解決に向けて	20
第3章	経営の基本方針	21
第4章	投資・財政計画	22
1.	投資に関する取り組み	23
2.	財政に関する取り組み	24
3.	その他の経費についての考え方	25
4.	投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明	27
第5章	経営戦略の事後検証等	32
1.	経営戦略の見直しの方針	32
2.	計画の推進と点検・進捗管理の方法	32

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定の趣旨と位置づけ

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、市民の生活環境を快適にするための重要な役割を担っています。街並みや道路の整備が進み、家庭では当たり前のように電気・ガス・水道が使われている一方で、捨てられる汚水（し尿及び生活雑排水）も生活環境に適した処理が求められています。

本市の下水道事業は、生活環境の改善、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全を目的として平成5年度に事業着手（整備開始）し、平成14年度に供用開始^{注1}して以来、整備を進めてきました。

整備の推進にあたっては、事務事業の効率化や人員配置の適正化といった経営の効率化を図りながら行っているものの、下水道施設の整備・維持管理には多額の費用を要することから、財源を一般会計繰入金^{注2}に大きく依存する状況が続いています。また、国、地方とも厳しい財政状況の中、人口減少・少子高齢化等による社会情勢の変化、節水意識の向上による有収水量^{注3}の減少等、本市においても下水道の整備を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、本市の一般会計においては、今後、大規模事業が控え、財政運営は一段と厳しくなっていくことが見込まれています。

こうした状況の中で、下水道事業を将来にわたって安定的に続けていくためには、適正かつ計画的に下水道施設の整備・維持管理や今後の更新への対応、事務事業の効率化等、経営基盤強化のための取り組みをより一層推進するとともに、経営に必要な財源を確保することが求められています。

このため、本市では、地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用^{注4}（以下、「法適化」という。）し、令和2年4月より公営企業会計^{注5}に移行することで下水道事業の財務を明確化したうえ、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「江南市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」という。）を策定することとしました。

^{注1} 供用開始：下水道が整備され、下水道の使用を開始すること。

^{注2} 一般会計繰入金：地方公営企業の収入のうち、地方公共団体の一般会計（税金）から繰り出される資金。国の基準により繰り出される基準内繰入金と、財源不足補てん等のため任意で繰り出される基準外繰入金がある。

^{注3} 有収水量：下水道処理場へ流れる排水のうち、不明水（p.23 注22 参照）を除いた汚水量のこと。

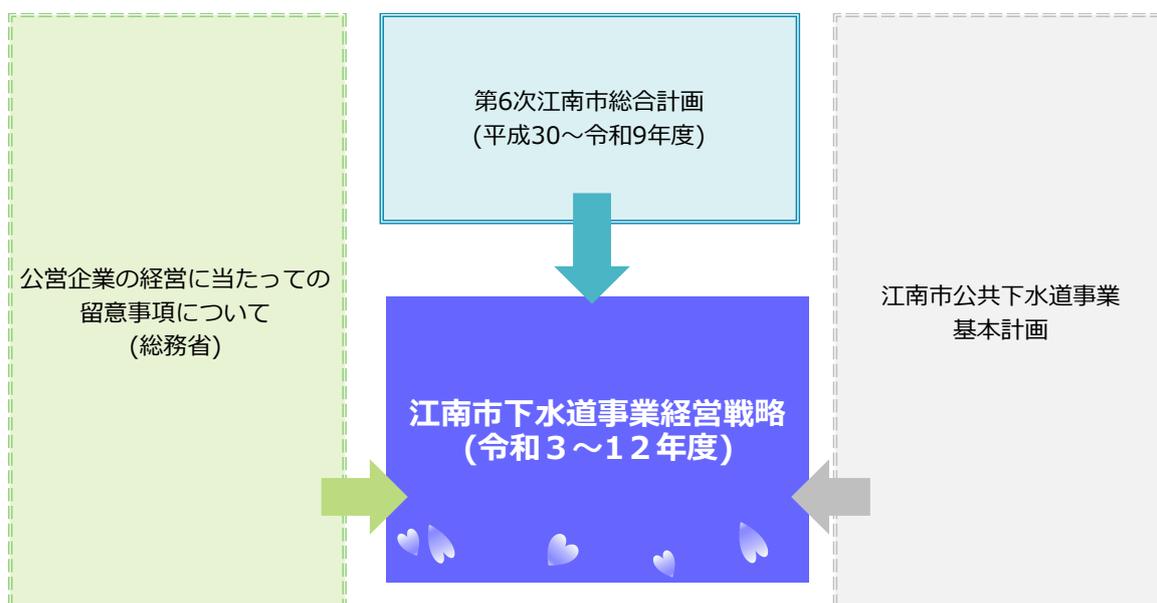
^{注4} 地方公営企業法の適用：地方公営企業（p.21 注17 参照）にかかる組織、財務、職員の身分取扱い等に関し地方自治法等の規定の特例を定めた地方公営企業法に基づき、一般企業の会計基準と同様の仕組みを持った公営企業会計を適用すること。法の規定のうち、財務、組織、職員の身分取扱い等の全部を適用することを全部適用、財務の適用のみを一部適用といい、本市の下水道事業では一部適用を選択している。

^{注5} 公営企業会計：一般企業と同じように現金以外の収支や、資産や負債の増減に対しても会計処理を行う会計方式のことで、経営状況をより明確化できるメリットがある。

(2) 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月29日付総務省通知）」に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続していくための経営の基本計画です。今後の下水道事業における経営の基本的な考え方、投資試算や財源試算、収支ギャップの解消等、経営健全化の取り組みを定めるもので、「第6次江南市総合計画^{注6}」や「江南市公共下水道事業基本計画^{注7}」との整合を図ります。

【経営戦略の位置づけ】



2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする。」という考え方に基づき、中長期的な展望を踏まえたうえで令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

^{注6} 第6次江南市総合計画：江南市の将来像を実現するための、市民と行政の総合的かつ計画的なまちづくりの指針として、市の最上位に位置づけられている計画。

^{注7} 江南市公共下水道事業基本計画：下水道の全体像を明示し、下水道整備の方向付けを行う全体計画。

第2章 下水道事業の概要

1. 下水道事業の現況

(令和2年3月31日現在)

整備開始年月	平成6年3月
供用開始年月	平成14年8月
法適化の時期	令和2年4月1日 (一部適用(財務規定等))
処理区域面積	636.6ha
処理区域内人口	41,009人
処理区域内人口密度	64.4人/ha
普及率 ^{注8}	40.8%

(1) 江南市下水道事業について

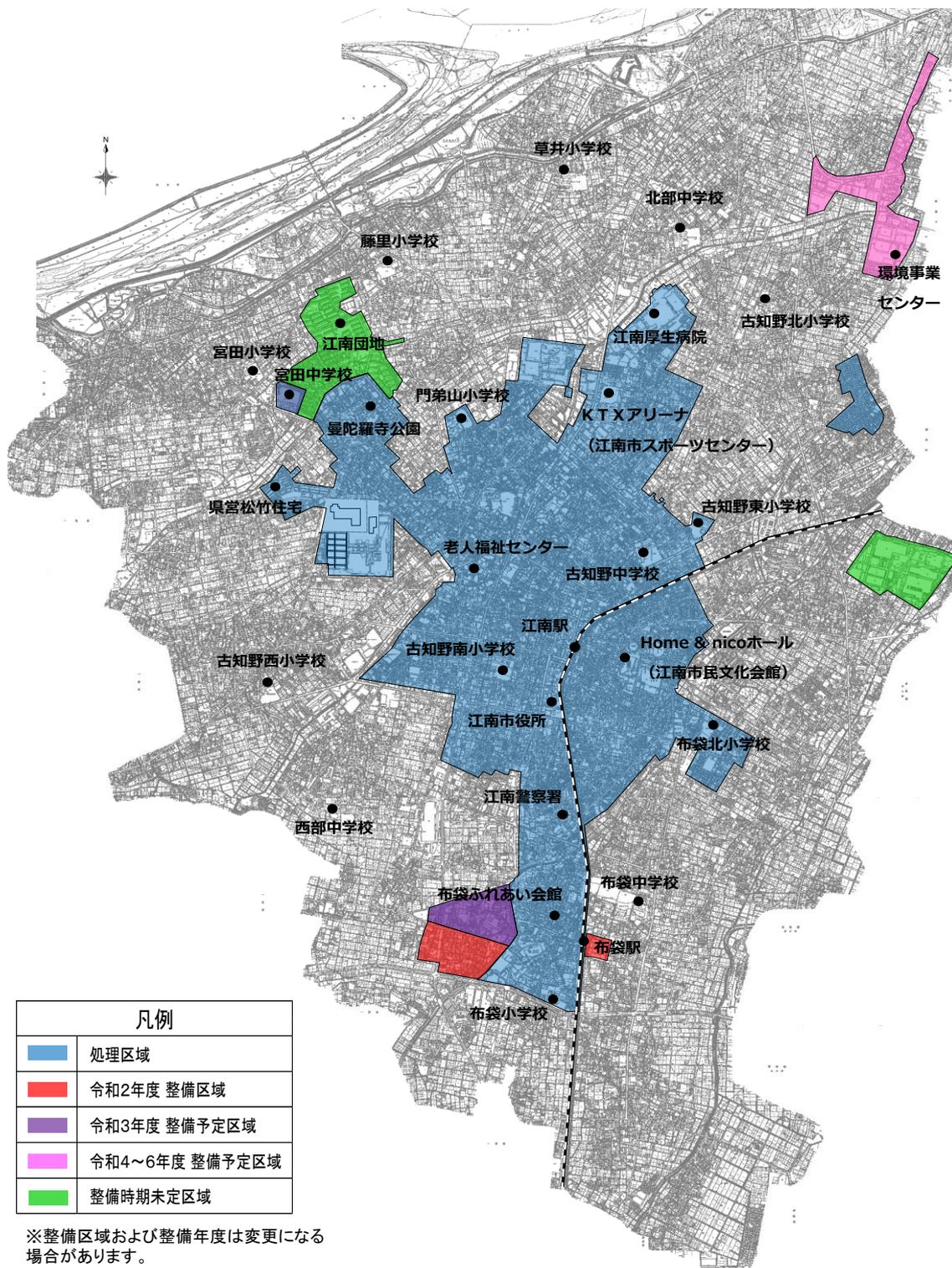
本市の下水道事業は、2以上の市町村により構成される流域関連公共下水道で、愛知県が下水道処理場と主要な下水道管(流域幹線)を、市が市内の家庭や工場等からの汚水を集めるための下水道施設を建設し、維持管理を行っています。

なお、本市の汚水は、一宮市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町を計画区域とする五条川右岸流域下水道に接続し、岩倉市北島町にある五条川右岸浄化センターにて処理されています。

^{注8} 普及率：人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合。

(2) 下水道処理区域及び整備予定区域

下水道が利用できる処理区域及び整備予定区域は、次のとおりです。



2. 下水道使用料の現況

本市の下水道使用料（以下、「使用料」という。）は、使用水量にかかわらず固定的に発生する経費を賄い、経営の安定性を確保するため、基本使用料^{注9}に使用水量により決まる超過使用料^{注10}を加算して算出しています。

(1) 使用料

区分		汚水排出量	使用料
一般用	基本使用料	5m ³ 以下	425 円
	超過使用料	5m ³ 超～10m ³ 以下	85 円/m ³
		10m ³ 超～20m ³ 以下	95 円/m ³
		20m ³ 超～30m ³ 以下	120 円/m ³
		30m ³ 超～50m ³ 以下	145 円/m ³
		50m ³ 超～100m ³ 以下	160 円/m ³
		100m ³ 超～500m ³ 以下	190 円/m ³
		500m ³ 超	215 円/m ³
公衆浴場用	基本使用料	100m ³ 以下	4,250 円
	超過使用料	100m ³ 超	47 円/m ³

※別途、消費税相当額を加算

(2) 使用料改定

本市では、これまで使用料の改定をしていません。

なお、普及率が低い段階では十分な使用料収入が得られないため、汚水処理に要する費用を下水道利用者だけで負担することは困難であることから、一般会計繰入金を活用することはやむを得ませんが、段階的に使用料へ転嫁する必要があります。

^{注9} 基本使用料：使用水量に関係なく定額で徴収する使用料。

^{注10} 超過使用料：基本使用料を超えた使用水量について、使用水量に応じ加算される使用料。

3. 下水道事業の現状分析と将来の見通し

(1) 管きよの整備状況

令和元年度末現在の管きよ^{注11}延長は約 195 kmです。本市の下水道事業は平成 5 年度に整備開始し、平成 14 年度に供用開始しているため、法定耐用年数（50 年）に達する管きよはありませんが、今後の更新投資を見越して計画的に長寿命化対策を進める必要があります。



(2) 普及率、人口及び処理区域内人口の見通し

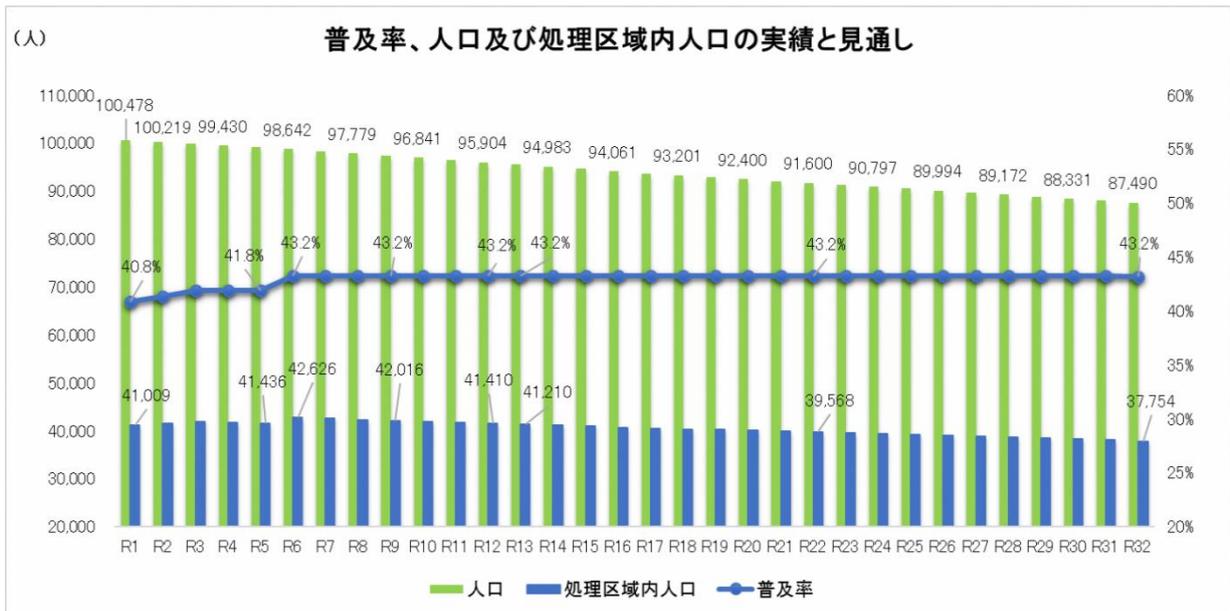
本市の人口は、令和元年度の 100,478 人から経営戦略の計画最終年度である令和 12 年度には 95,904 人となり、約 5%減少する見通しとなります。

今後、本市では、令和 6 年度に市街化区域^{注12}の下水道整備を完了し、その後は、施設・設備の維持管理及び更新を行う予定です。そのため、普及率は令和 6 年度に 43.2% に到達した後、横ばいになると見込んでいます。

また、下水道が利用できる環境となった地域の人口（処理区域内人口）は、令和 6 年度に 42,626 人と最大値となった後は、人口減少に伴い緩やかな減少に転じる見通しとなります。

^{注11} 管きよ：下水道施設のうち、家庭や工場等の汚水を下水道処理場まで流す役割を担っているもの。下水道管とマンホールから成る。

^{注12} 市街化区域：すでに市街地を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。なお、農地を保全し市街化を抑制すべき区域として市街化調整区域がある。

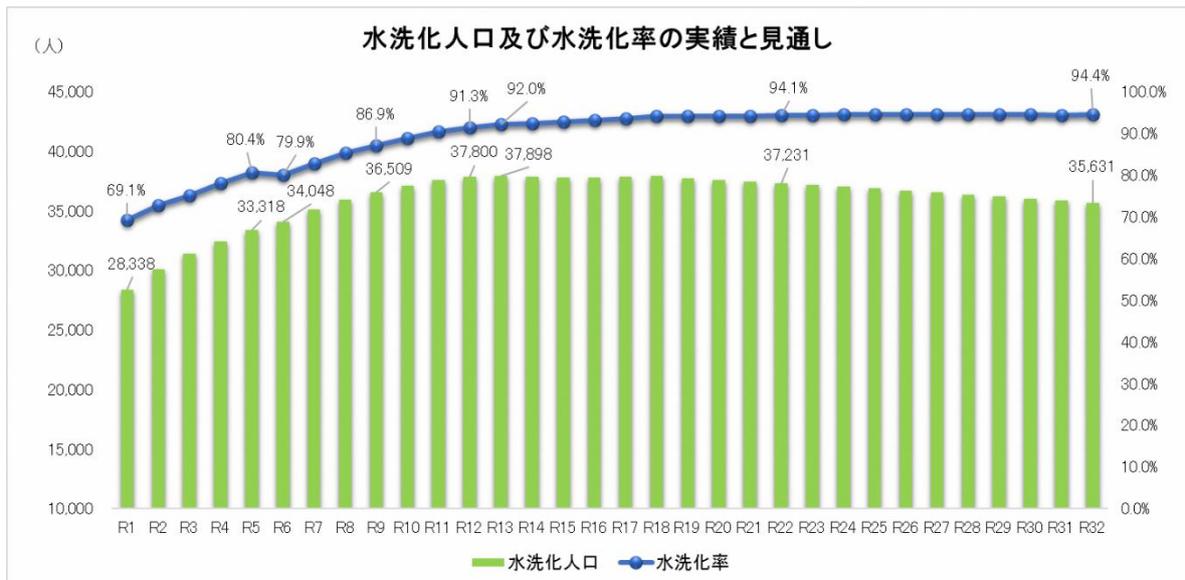


(3) 水洗化人口と水洗化率の見通し

下水道接続人口（水洗化人口）は、下水道整備に伴い、令和元年度の28,338人から令和12年度には37,800人となり、約33%増加する見通しとなります。

今後、令和6年度に予定している下水道整備完了の後、下水道への接続が進むことで水洗化率^{注13}が上昇することを見込んでいます。

また、水洗化人口は普及率と水洗化率の上昇に伴い、令和13年度に37,898人と最大値となりますが、その後は、人口減少が続く見通しであることに加え、水洗化率の上昇率がピークを迎えるため、水洗化人口も緩やかに減少していく見通しとなります。

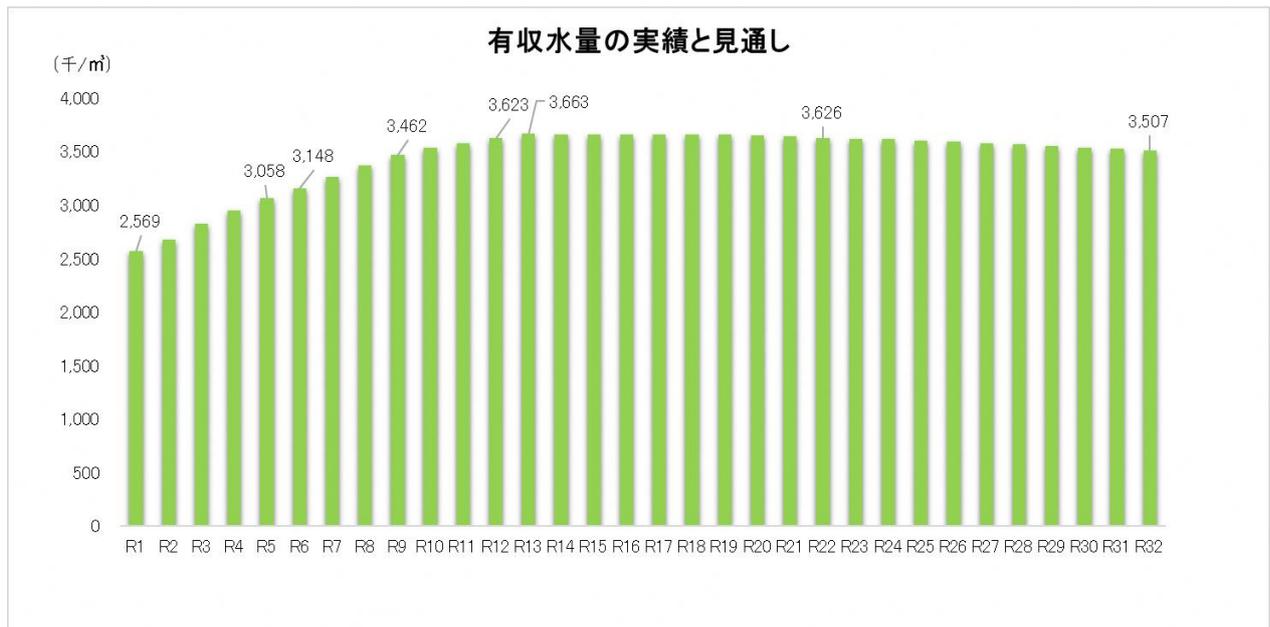


注13 水洗化率：処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口（水洗化人口）の割合。

(4) 有収水量の見通し

有収水量は、水洗化人口の増加に伴い上昇する見通しとなります。令和元年度の2,569 千/m³から令和 12 年度には 3,623 千/m³となり、約 41%増加する見通しとなります。

その後、令和 13 年度に 3,663 千/m³と最大値となりますが、水洗化人口の減少に伴い緩やかに減少していく見通しとなります。



●水洗化人口と有収水量の見通し

	令和元年度	令和 5 年度	令和 9 年度	令和 12 年度
水洗化人口(人)	28,338	33,318	36,509	37,800
(令和元年度比較)	—	約 18%増	約 29%増	約 33%増
有収水量(千m ³)	2,569	3,058	3,462	3,623
(令和元年度比較)	—	約 19%増	約 35%増	約 41%増

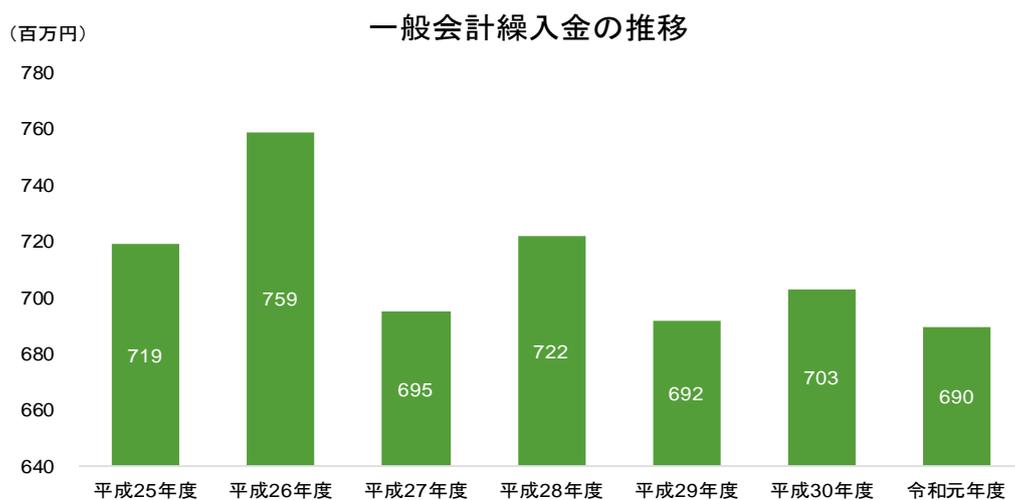
(5) 企業債残高の推移

企業債^{注14}の残高は増加傾向にあり、整備を進める中で更に増加する可能性があるため、留意が必要となっています。



(6) 一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金（基準内繰入金及び基準外繰入金の合計）は、毎年度7億円程度の額で推移しています。上に記した多額の企業債に加え、一般会計繰入金を活用し下水道を整備している状況となっています。



^{注14} 企業債：地方公営企業が施設の整備等に要する資金を借り入れることによって生じる債務。いわゆる借金のこと。

(7) 近隣市町及び類似団体との比較

① 比較団体

平成 30 年度の本市の下水道事業の現状について、近隣市町及び類似団体との比較により分析しました。比較団体の一覧は、次のとおりです。

区分	市町名	類型区分	処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)	供用開始後年数	選定基準
-	江南市	Bc2	38,687	65.5	16	-
近隣市町	犬山市	Bd2	50,021	46.4	29	五条川右岸流域下水道を利 用しており、平成 30 年度未 現在、地方公営企業法の適 用を受けていない市町
	岩倉市	Bb2	32,004	86.0	23	
	大口町	Cc2	19,172	42.3	22	
	扶桑町	Cb3	15,076	62.8	11	
類似団体	大府市	Bc2	77,395	60.1	29	本市と同じ類型区分である 「Bc2」の市町村のうち、平 成 30 年度未現在、地方公営 企業法の適用を受けていな い愛知県内の市町
	日進市		67,900	70.3	29	
	東郷町		34,947	70.6	21	
	武豊町		34,304	52.4	27	

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

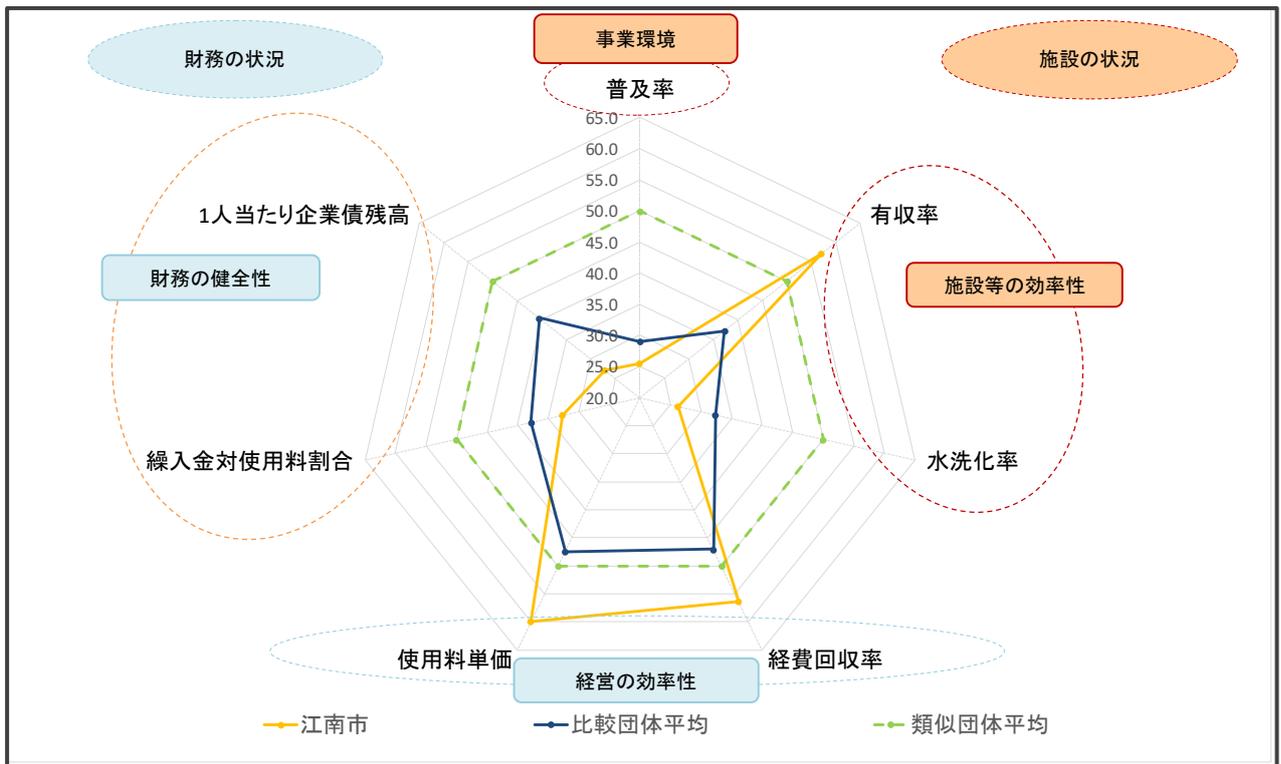
《参考》類型区分抜粋（総務省）

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
3万人以上	75人/ha以上	30年以上	Bb1
		30年未満	Bb2
	50人/ha以上	30年以上	Bc1
		30年未満	Bc2
	50人/ha未満	30年以上	Bd1
		30年未満	Bd2
3万人未満	50人/ha以上	30年以上	Cb1
		15年以上	Cb2
		15年未満	Cb3
	25人/ha以上	30年以上	Cc1
		15年以上	Cc2
		15年未満	Cc3

② 経営指標比較（チャートグラフ）

「経営指標比較（チャートグラフ）」のチャート上の数値は偏差値であり、実際の数値ではありません。また、偏差値は類似団体平均を基準値としており、数値が高いほど優れた状態を表しています。

本市の現状は、比較団体平均に対し、有収率、経費回収率、使用料単価については、比較的優れた状態を示しています。一方、それ以外の指標については、劣った状態を示しています。



経営指標			
指標	1. 施設の状況	事業環境	普及率
		施設等の効率性	有収率 水洗化率
	2. 財務の状況	経営の効率性	経費回収率 使用料単価
		財務の健全性	繰入金対使用料割合 1人当たり企業債残高

③ 各経営指標の比較

【事業環境】

普及率

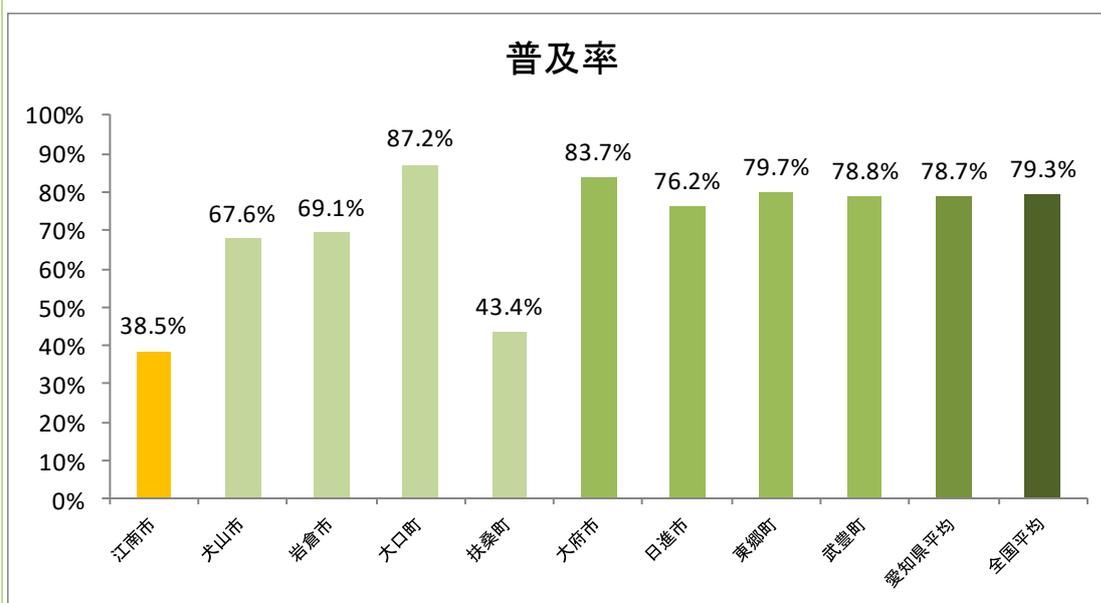
(算定式)

- $\text{処理区域内人口} \div \text{人口} \times 100$

(指標の説明)

- 人口に対する下水道が利用できる環境となった地域の人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道の整備が進んでいることを示す。

(比較表)



平成 30 年度末

【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

(考察)

- 普及率は、供用開始年月が遅く、平成 25 年度まで単年度当たりの整備面積が小さかったため、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【施設等の効率性】

有収率																								
(算定式)																								
<ul style="list-style-type: none">年間有収水量 ÷ 年間排水量 × 100																								
(指標の説明)																								
<ul style="list-style-type: none">下水道処理場へ流れる排水のうち、有収水量の割合を表した指標。100%に近ければ近いほど、施設の稼働状況が収益に反映されていることを示す。																								
(比較表)																								
<div style="text-align: center;"><h3>有収率</h3><table border="1"><thead><tr><th>自治体</th><th>有収率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>江南市</td><td>94.6%</td></tr><tr><td>犬山市</td><td>70.6%</td></tr><tr><td>岩倉市</td><td>90.4%</td></tr><tr><td>大口町</td><td>74.8%</td></tr><tr><td>扶桑町</td><td>94.6%</td></tr><tr><td>大府市</td><td>94.4%</td></tr><tr><td>日進市</td><td>93.7%</td></tr><tr><td>東郷町</td><td>87.1%</td></tr><tr><td>武豊町</td><td>94.9%</td></tr><tr><td>愛知県平均</td><td>88.0%</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>81.4%</td></tr></tbody></table></div>	自治体	有収率 (%)	江南市	94.6%	犬山市	70.6%	岩倉市	90.4%	大口町	74.8%	扶桑町	94.6%	大府市	94.4%	日進市	93.7%	東郷町	87.1%	武豊町	94.9%	愛知県平均	88.0%	全国平均	81.4%
自治体	有収率 (%)																							
江南市	94.6%																							
犬山市	70.6%																							
岩倉市	90.4%																							
大口町	74.8%																							
扶桑町	94.6%																							
大府市	94.4%																							
日進市	93.7%																							
東郷町	87.1%																							
武豊町	94.9%																							
愛知県平均	88.0%																							
全国平均	81.4%																							
平成 30 年度末																								
【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）																								
(考察)																								
<ul style="list-style-type: none">有収率は供用開始年月が遅いことや五条川右岸浄化センターに比較的近いこともあり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。																								

【施設等の効率性】

水洗化率

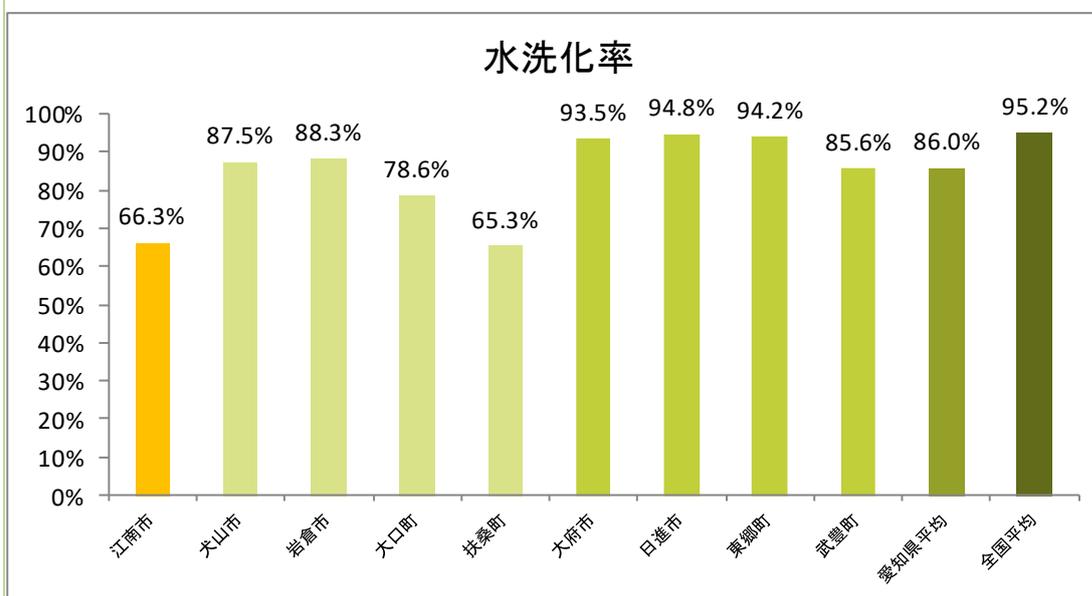
(算定式)

- $\text{下水道接続人口 (水洗化人口)} \div \text{処理区域内人口} \times 100$

(指標の説明)

- 処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、下水道の接続が進んでいることを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 水洗化率は令和 2 年度現在も整備中であることや、平成 26 年度以降に単年度当たりの整備面積を増やした影響等があり、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

経費回収率

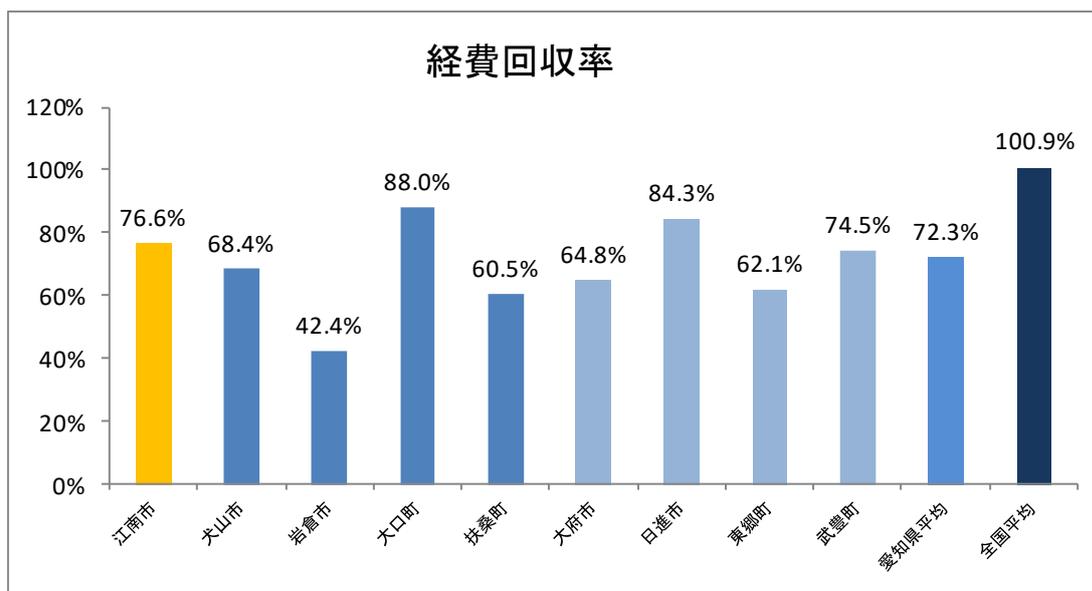
(算定式)

- 使用料収入÷汚水処理費（公費負担分を除く。）×100

(指標の説明)

- 汚水を処理するために必要な経費（使用料で回収すべき経費）を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。
- 100%を下回っている場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 経費回収率は汚水処理費が低いことにより、愛知県平均及び比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、全国平均と比較すると低い水準となっています。

【経営の効率性】

使用料単価

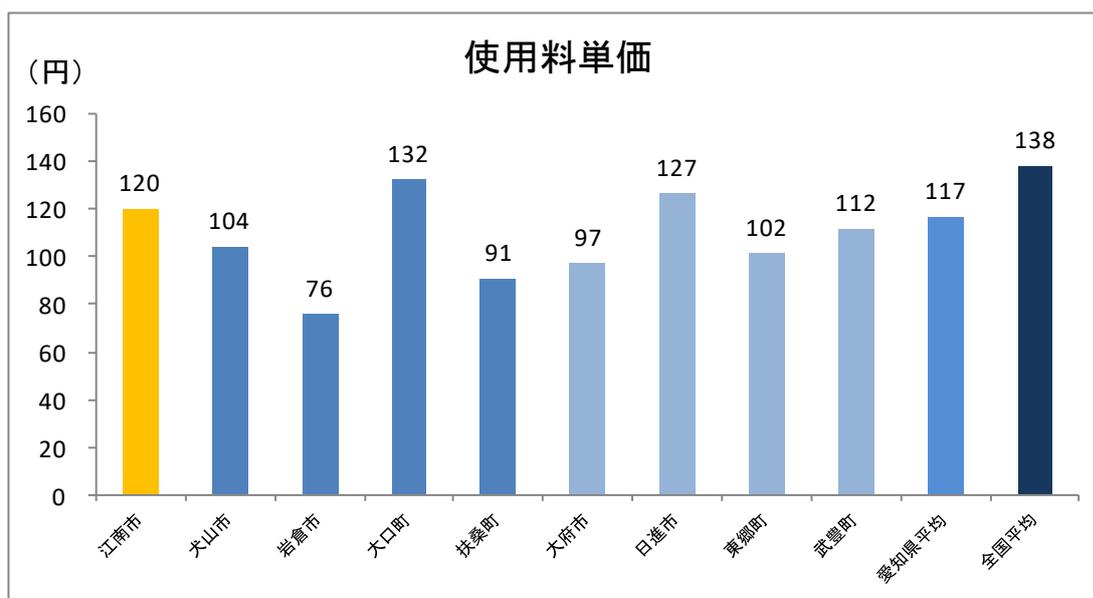
(算定式)

- 使用料収入 ÷ 年間有収水量

(指標の説明)

- 有収水量 1 m³当たりの使用料収入を表した指標。
- 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力をすべきとして、使用料徴収月 3,000 円 / 20 m³ (使用料単価 150 円) を前提として行われている。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 使用料単価は比較団体と比較すると若干高い水準となっていますが、愛知県平均と比較すると同水準となっており、また全国平均と比較すると低い水準となっています。

【財務の健全性】

繰入金対使用料割合

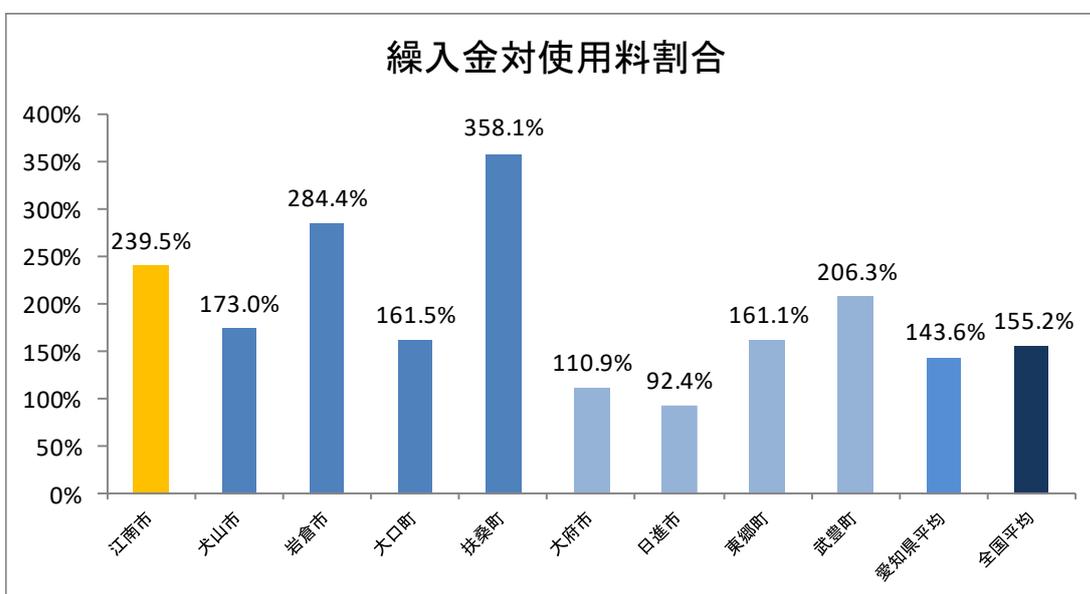
(算定式)

- 一般会計繰入金÷使用料収入×100

(指標の説明)

- 使用料収入に対する一般会計繰入金の割合を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、一般会計繰入金に依存していることを示す。

(比較表)



【出典】 地方公営企業年鑑（総務省）

平成 30 年度末

(考察)

- 繰入金対使用料割合は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。
- 本市は使用料収入の約 2.4 倍の一般会計繰入金に依存して、事業を運営していることを表しています。

【財務の健全性】

1人当たり企業債残高

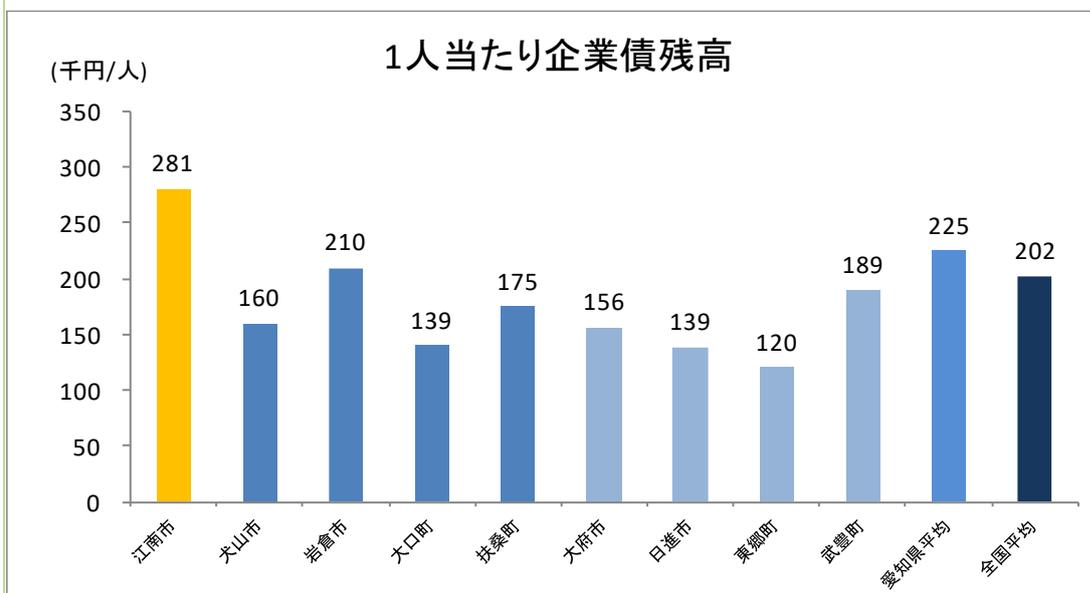
(算定式)

- 企業債残高÷処理区域内人口

(指標の説明)

- 処理区域内の1人当たりの企業債の負担額を表した指標。
- 数値が高い場合ほど、将来世代への負担が大きいことを示す。

(比較表)



【出典】地方公営企業年鑑（総務省）

平成30年度末

(考察)

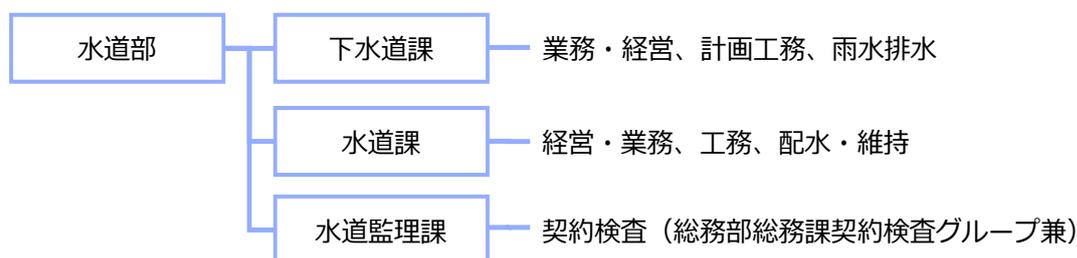
- 1人当たり企業債残高は全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると高い水準となっています。

4. 組織の状況

(1) 事業運営組織

下水道事業は、課長以下の正規職員 14 名及び会計年度任用職員^{注15}により業務にあたっています。

【組織図】令和2年4月1日現在



(2) 組織の見通し

使用料の収納業務を平成 18 年 4 月 1 日から民間業者に委託しており、これまでも民間委託により人員削減を行いながら、限られた人員で業務を効果的・効率的に行えるよう、各職員が専門技術の習得に努めながら業務を行ってきました。

今後も効率的な業務体制の構築に努めつつ、下水道施設の維持管理や将来の更新に適切に対応するため、技術職員の世代交代を円滑に行い、培った技術を正確に継承していくことが求められています。

^{注15} 会計年度任用職員：地方公務員法の改正により令和2年度から新たに制度化された職のこと。一会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を最長の期間として任用される非常勤の地方公務員。

5. 投資及び財政に関する課題と解決に向けて

(1) 投資に関する課題

- ・今後も市内全域の下水道整備を進めていくと、整備が完了するまで、長期間にわたって多額の投資経費が必要となること。
- ・市街化調整区域は、市街化区域に比べ人口密度が低く、今後の高齢化や人口減少も踏まえると、投資効率が悪いこと。
- ・水洗化率が全国平均と比べて低めであるほか、比較団体と比べても低く、整備してもすぐに使用料収入に反映されにくいこと。

(2) 財政に関する課題

- ・整備過程で投資が続いているため、企業債及び一般会計繰入金に関する指標はいずれも比較団体より劣っており、比較団体に比べて企業債及び一般会計繰入金への依存度が高く、資金的には余裕がない状況であること。
- ・処理区域内に排出量の多い企業等の大口需要家が少なく、また使用料水準が全国平均と比較して低いことから、比較団体に比べ、使用料収入が少なく一般会計繰入金への依存度が高いこと。
- ・現状で企業債や一般会計繰入金に依存している財政体質であるうえに、今後の下水道整備を進めることにより、さらに企業債及び一般会計繰入金が増加する可能性が高いこと。

(3) 課題の解決に向けて

投資及び財政に関する課題の解決に向けて、人口減少等、将来の施設需要を見据え、適正な投資を行っていくことが重要であり、加えて、水洗化率向上に向けた施策の検討が必要です。

また、整備過程で増加する可能性がある企業債負担を考慮して、使用料、一般会計繰入金の構成比を検討した財政計画の策定も必要となります。

第3章 経営の基本方針

「快適な生活環境づくり」や「自然と調和した水環境づくり」のためには、人口減少等といった本市の下水道事業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続させる必要があります。

このことから、以下の2点を基本方針とし、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの実現

市街化調整区域は、すでに合併処理浄化槽が約60%普及しており、下水道事業の費用対効果が低い状況であることや、市街化区域に比べ人口密度が低く投資効率が悪い区域であるため、整備区域は市街化区域を原則とします。

市街化調整区域のうち、市街化区域に近接する区域については、下水道整備ニーズ、事業費、採算等を勘案して公共下水道の整備を検討し、人口減少・高齢化等を踏まえた将来の施設需要を見据えた適正な投資を行うなど、第6次江南市総合計画に掲げるコンパクト・プラス・ネットワーク^{注16}の実現に取り組みます。

(2) 適正な財源の確保

将来の更新投資等に対しても安定して下水道サービスが供給できるよう、基準外繰入による一般会計の負担、あるいは企業債による将来世代の負担が過剰にならないよう、使用料の改定を通じて下水道利用者による適正な負担となるよう検討するなど、地方公営企業^{注17}の独立採算の原則にのっとり適正な財源の確保に取り組みます。

^{注16} コンパクト・プラス・ネットワーク：国土交通省が提唱している政策で、人口減少や高齢化が進む中であっても、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活サービス機能を確保し、住民が安心して暮らせる、持続可能な都市経営を実現できるよう、関係施策間で連携しながら都市のコンパクト化と拠点間の交通ネットワークを形成すること。

^{注17} 地方公営企業：地方公共団体が経営する企業。電気、ガス、鉄道、病院等の事業があり、本市では下水道事業、水道事業が該当する。

第4章 投資・財政計画

下水道事業は、下水道施設の健全性を維持することが安定した汚水処理を行うための前提条件となります。一方で、健全性を維持するための投資には多額の費用が必要となるため、「投資試算」（整備等にかかる投資の見通し）と「財源試算」（使用料収入等の財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

【これまでの主な経費削減の取り組み】

- 幹線ルートや処理分区の見直しによる整備の効率化
- 共同企業体^{注18}による入札（発注事務や工事共通費等の削減）
- 小口径マンホール採用、マンホールポンプ^{注19}の設置等の低コスト手法の導入
- ICT^{注20}を活用した下水道管情報の提供
- 水道料金と下水道使用料の収納事務等の共同処理

これまで本市では、投資及び財政面の課題に対応するため、上記のような取り組みを実施することにより経費削減を行ってきました。

今後も経費削減の取り組みは継続していきますが、本市の下水道事業を取り巻く環境は厳しく、将来にわたって安定的に事業を継続するためには、投資の合理化（事業運営にかかる経常的な経費の更なる削減等）や財源見直し（水洗化率の向上に向けた施策を行うことによる使用料収入の増加等）により経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。

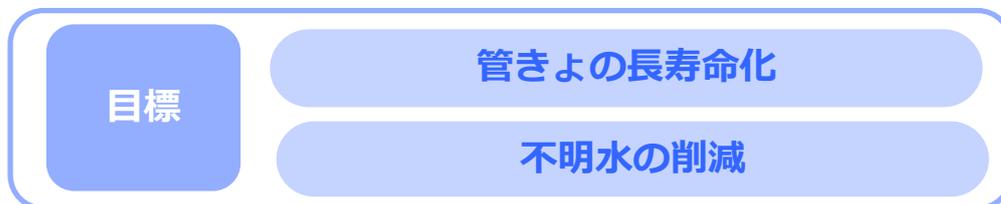
注18 共同企業体：建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。

注19 マンホールポンプ：下水道は勾配を利用した自然流下により汚水を下水道処理場まで流入しており、汚水の流入が自然流下だけでは困難な場合、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設。

注20 ICT：Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。

1. 投資に関する取り組み

(1) 投資目標



本市の下水道事業は平成5年度に整備開始し、平成14年度に供用開始しているため法定耐用年数（50年）に達する管きよはありません。しかし、法定耐用年数到達時での更新を行った場合の投資試算を行った結果、管きよの更新に伴う多額の建設改良費が令和28年度以降に発生し、急激な資金不足となる見通しのため、アセットマネジメント^{注21}の考えに基づく適切な維持管理により管きよの長寿命化を行うことで、更新時期を遅らせ費用の抑制を行うことを投資の目標とします。

また、適切な維持管理により不明水^{注22}を減らすことで、流域下水道維持管理費負担金^{注23}の削減もめざします。

(2) 今後の投資についての考え方・検討状況

① 広域化・共同化に関する事項

令和4年度策定予定の愛知県広域化・共同化計画の中で、近隣市町と維持管理・事務の共同化（排水設備指定登録等事務の共同化、管きよの調査の共同化等）を検討しています。

引き続き、広域化・共同化について、愛知県や近隣市町と積極的な情報交換等を行い、効率的な事業運営を検討します。

② 投資の平準化に関する事項

本市は供用開始年度が平成14年度と比較的遅いため、管きよは老朽化していない状況となっています。しかし、下水道施設全体の健全性を維持するためには、施設の長寿命化を推進するとともに計画的な更新投資が必要であり、既存施設の長寿命化計画や更新計画を策定するなど投資の平準化に取り組みます。

^{注21} アセットマネジメント：持続可能な下水道事業の経営にあたって、下水道施設の老朽化や職員数の減少といった今後の課題に対応するため、施設・設備といったモノの管理だけでなく、ヒト、モノ、カネを含めて総合的に資産管理すること。

^{注22} 不明水：汚水管きよに、老朽化等何らかの原因で流入する雨水や地下水の総称。

^{注23} 流域下水道維持管理費負担金：都道府県が管理する下水道処理場の維持管理に要する経費について、処理場を利用する市町村が一定割合負担するもの。

2. 財政に関する取り組み

(1) 財政目標



水洗化率は、全国平均、愛知県平均及び比較団体と比較すると低い水準となっております。一般的に下水道事業は、整備をしてから市民等が接続するまでに年数がかかるため、整備後すぐに使用料収入には反映されにくい性質を持ちますが、水洗化率を向上させる取り組みの推進により、計画期間内に収益の黒字化が達成できるよう 90%以上をめざします。

経費回収率は、愛知県平均及び比較団体と比較すると若干高い水準となっておりますが、全国平均と比較すると低い水準となっております。下水道事業は独立採算制を原則とすることから 100%以上をめざします。

使用料収入に対して一般会計からどの程度税金を繰り入れているかを示す繰入金対使用料割合について、本市は多くの比較団体を上回っており、さらに 1 人当たり企業債残高についても比較団体を上回っていることから、本市の下水道事業は企業債及び一般会計繰入金への依存を高めることにより、比較団体と同程度の収益性を維持しています。しかし、本市では下水道整備以外の大型プロジェクトの実施等も控え、厳しい財政状況の中では、これまでと同程度の額の一般会計繰入金による収入は困難であることから、一般会計繰入金が必要最小限の額となるよう基準外繰入金の抑制をめざします。

(2) 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項

経営戦略の策定においては、令和12年度までの10年間の計画期間内で、当年度純損益の黒字化が求められています。

本市では、令和2年度に法適化し、使用料の対象となる経費についての的確な把握と、減価償却費^{注24}を含め正確に財源試算を行った結果、計画期間内の当年度純損益の黒字化を達成するためには、使用料の改定による収入の増加が急務となっています。このことから、今後は、使用料の見直しを検討します。

3. その他の経費についての考え方

(1) 民間活力の活用に関する事項

地方公営企業を取り巻く環境の著しい変化や、厳しい経営環境に対応するため、経営基盤の強化や効率化に向けての更なる取り組みが要請されています。こうした中で、事務事業の再編・整理、廃止・統合や、民間企業へ任せの方が効率的かつ効果的な業務については、委託等を検討することが求められています。

本市においても、使用料の収納事務等を平成18年4月1日から民間業者に委託しており、これまでも民間ノウハウの活用について検討してきました。

今後も引き続き、効率化が可能な範囲とその効果、更なる改善点を検討し、たとえば下水道施設について、維持管理の包括的民間委託（複数事業での一括契約）等を検討するなど経費削減をめざします。

(2) 職員給与費に関する事項

本市は、令和6年度で市街化区域の整備完了を目標としているため、整備完了に向けて、職務分担の見直しや業務の効率化を推進するとともに、整備完了後の職員数の削減をめざします。

また、業務の効率化にあたっては、民間ノウハウの活用を検討します。

^{注24} 減価償却費：時間の経過等により価値が減少する固定資産（管きよ、マンホールポンプ等）について、取得に要した金額を法定耐用年数に基づき年度ごとに費用化するもの。

(3) 動力費に関する事項

マンホールポンプは、省電力機器への切替えや電力契約自由化を活用し、廉価な料金提供を行う電力会社への契約変更を検討するなど動力費削減をめざします。

(4) 修繕費に関する事項

江南市公共下水道事業計画^{注25}等に基づき、計画的な修繕を実施します。また、予防保全を行うことにより修繕費の平準化・削減をめざします。

(5) 加入促進への取り組みに関する事項

生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道未接続者への戸別訪問を実施し、接続工事費に対する融資あっせん制度等各種補助制度の更なる周知に努めます。また、加入促進訪問台帳の状況を整理するためのデータベースを構築し、未接続世帯の情報を把握することで、より効率的な戸別訪問を行います。戸別訪問結果を踏まえ、接続できない理由の分析等を行い、その分析結果を今後の加入促進事業に反映させ、効率的な啓発を行うことで水洗化率の向上をめざします。

(6) 使用料等の適切な徴収に関する事項

使用料や受益者負担金^{注26}等は、各種法令等を遵守し徴収漏れや誤徴収等が発生しないよう徴収事務にあたり、また、滞納者への滞納整理事務を適切に行うことで、収納率の向上をめざします。

^{注25} 江南市公共下水道事業計画：江南市公共下水道事業基本計画で定められた区域のうち、5～7年間のうちに整備を実施する区域等を定める計画。下水道施設の点検方法や頻度についても記載されている。

^{注26} 受益者負担金：下水道施設の整備に要する費用の一部に充てるため、下水道が整備されることによって便益を受ける土地の所有者等に負担してもらうもの。

4. 投資・財政計画（収支計画）及び策定にあたっての説明

（1） 前提条件

投資・財政目標を踏まえた、今後 20 年間における投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての、投資・財源試算の前提条件は次のとおりです。

		項目	前提条件	
収益的収支 注 27	収入	営業 収益	使用料収入	実績を踏まえた将来見込みにより算定（処理区域内人口×水洗化率×一人当たり有収水量×年間日数×使用料単価） ※定期的に使用料を改定すると仮定
			他会計負担金	雨水事業分等の負担金。実績を踏まえた将来見込みにより算定
			その他	汚水処理受託収入、下水道手数料等。実績を踏まえた将来見込みにより算定
		営業外 収益	他会計負担金・補助金	他会計負担金は一般会計繰入金（基準内）。他会計補助金は一般会計繰入金（基準外）。実績を踏まえた将来見込みにより算定
			長期前受金戻入 ^{注28}	投資実績及び将来の投資見込みにより算定
			その他	コピー等実費徴収金等。実績を踏まえた将来見込みにより算定
	支出	営業 費用	職員給与費	直近予算を踏まえた将来見込みにより算定
			経費	実績を踏まえた将来見込みにより算定
			減価償却費	投資実績及び将来の投資見込みにより算定
		営業外 費用	その他	流域下水道維持管理費負担金等。実績を踏まえた将来見込みにより算定
資本的収支 注 29	収入	企業債	将来の投資見込みにより算定	
		他会計出資金	建設改良費に充てるため、出資の目的で一般会計から繰り入れるもの。実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		他会計負担金	一般会計繰入金（基準内）。実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		国（県）補助金	将来の投資見込みにより算定	
		受益者負担金・分担金	実績を踏まえた将来見込みにより算定	
	支出	建設改良費	工事請負費は将来の投資見込みにより算定。流域下水道建設事業費負担金等のその他の経費は、実績を踏まえた将来見込みにより算定	
		企業債償還金	借入実績及び将来の借入見込みにより算定	

注27 収益的収支：施設の維持管理等を行うための収入と支出のこと。収入については使用料や一般会計繰入金等、支出については施設維持管理費や支払利息等がある。

注28 長期前受金戻入：固定資産を取得（建設）したときに、その財源として国庫補助金等が交付される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して毎年度収益として計上し、その分割された収入を長期前受金戻入という。減価償却費と対になるもの。

注29 資本的収支：新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出のこと。収入については受益者負担金や国庫補助金等、支出については建設改良費や企業債の返還元金等がある。

(2) 主な指標の推移

策定した投資・財政計画において、10年間の計画期間内の目標として掲げた主な指標の推移は次のとおりです。なお、使用料について、計画期間内では、令和5年度に135円、令和9年度に150円に改定すると仮定して試算しています。

また、下水道施設の整備については、令和6年度の整備完了予定後は、維持管理の強化により管きよ等の長寿命化を行い、更新時期を延長させることで可能な限り投資の平準化を図るものとしています。

① 使用料収入と経費回収率

経費回収率は、企業会計への移行により算出方法が変更となったため、令和2年度から数値は低下していますが、令和11年度に107.9%と、100%を達成できる見通しとなります。なお、計画期間終了後も使用料の定期的な見直しが必要となっています。



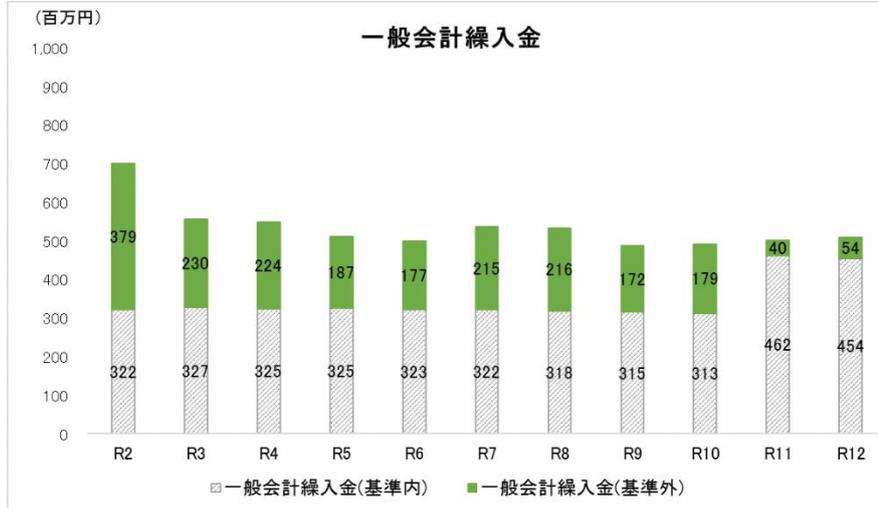
② 収益的収支

当年度純損益は、令和11年度に53百万円の黒字化を達成できる見通しとなります。



③ 一般会計繰入金

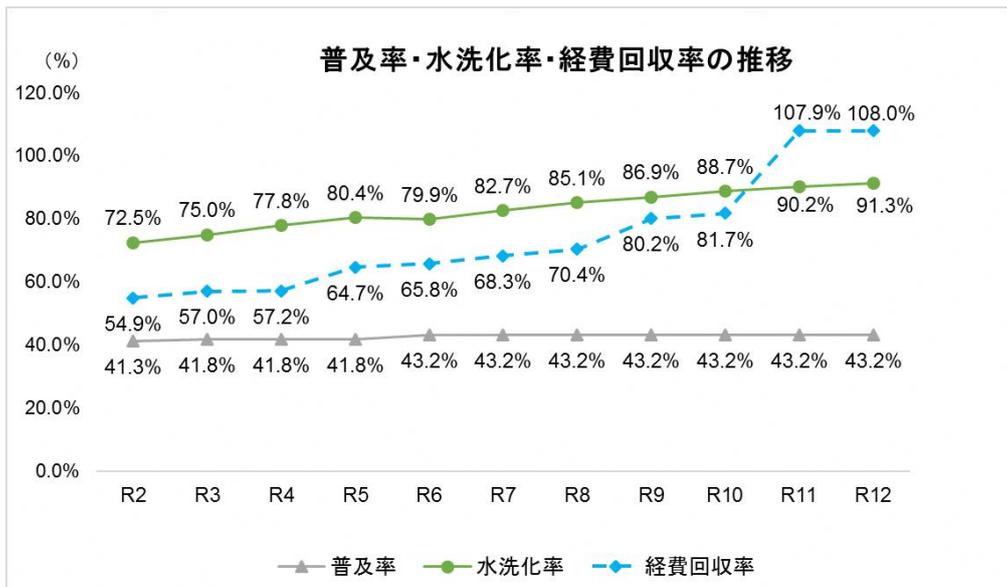
一般会計繰入金のうち基準外繰入金は、令和 11 年度は令和 2 年度と比較して約 90%の削減となり、大きく抑制できる見通しとなります。



④ 経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、普及率の増加と水洗化率向上の取り組みの推進により、使用料収入が増えることで徐々に向上します。加えて、使用料を適宜見直しすることで更なる向上につなげます。この場合、令和 11 年度には 100%以上に達する見通しとなります。

今後 20 年間の投資・財政計画では定期的に使用料を改定すると仮定しています。



(3) 投資・財政計画

(単位: 千円, %)

区 分		年 度																				
		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119
	(1) 使 用 料 収 入	339,889	345,271	360,720	412,836	424,998	440,044	454,357	519,246	530,085	536,195	543,489	604,371	603,839	603,798	603,768	676,998	676,408	676,189	675,122	673,098	670,805
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 負 担 金	9,922	9,110	9,110	9,110	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197
	(4) そ の 他	90	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117	717	117	117	117	117
	2. 営 業 外 収 益	509,289	514,094	509,213	511,224	513,721	515,105	512,763	510,436	508,236	657,038	650,626	644,479	499,443	497,783	496,623	496,392	495,522	495,349	493,288	492,671	489,202
	(1) 他 会 計 負 担 金・補 助 金	305,208	305,353	303,034	303,258	304,410	304,279	301,651	298,725	296,196	445,173	438,078	433,039	288,082	287,177	286,174	285,045	284,285	283,066	282,950	281,778	280,073
	他 会 計 負 担 金	298,208	300,853	298,534	298,758	299,910	299,779	297,151	294,225	291,696	440,673	433,578	428,539	283,582	282,677	281,674	280,545	279,785	278,566	278,450	277,278	275,573
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 補 助 金	7,000	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
(2) 長 期 前 受 金 戻 入	204,074	208,734	206,173	207,960	209,302	210,818	211,104	211,703	212,032	211,858	212,540	211,432	211,352	210,598	210,440	211,338	211,229	212,275	210,330	210,885	209,121	
(3) そ の 他	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
収 入 計 (C)	859,190	869,192	879,160	933,287	948,033	964,463	977,034	1,038,996	1,047,635	1,202,547	1,203,429	1,258,764	1,112,595	1,110,894	1,109,704	1,182,703	1,181,844	1,180,852	1,177,723	1,175,083	1,169,321	
支 出	1. 営 業 費 用	935,037	948,712	970,618	993,504	1,019,462	1,039,025	1,048,347	1,057,254	1,064,270	1,068,918	1,075,858	1,080,840	1,081,543	1,081,767	1,082,807	1,084,674	1,085,191	1,088,319	1,089,409	1,088,977	1,091,258
	(1) 職 員 給 与 費	51,179	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340	49,340
	基 本 給	25,042	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635	21,635
	退 職 給 付 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	26,137	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705	27,705
	(2) 経 費	321,320	318,597	336,889	350,291	364,196	374,800	380,728	387,659	392,786	396,672	402,981	404,873	403,821	401,315	400,101	400,381	398,862	401,505	399,745	399,283	402,979
	動 力 費	634	808	808	808	1,096	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156	1,156
	修 繕 費	2,005	1,705	2,005	2,005	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505	3,505
	材 料 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委 託 費	37,292	41,466	35,325	36,121	38,690	40,292	40,979	41,649	42,135	42,431	42,773	43,027	43,004	43,002	43,001	43,003	42,980	42,971	42,930	42,851	42,762
そ の 他	281,389	274,618	298,751	311,357	320,905	329,848	335,088	341,349	345,990	349,579	355,547	357,185	356,156	353,652	352,438	352,717	351,222	353,872	352,154	351,771	355,556	
(3) 減 価 償 却 費	562,538	580,775	584,390	593,873	605,926	614,884	618,279	620,255	622,144	622,906	623,536	626,627	628,382	631,112	633,367	634,953	636,988	637,474	640,324	640,354	638,939	
2. 営 業 外 費 用	185,861	166,559	164,329	151,147	135,438	116,189	105,598	96,301	88,086	80,494	73,511	67,275	61,598	56,604	51,841	47,433	43,496	39,963	36,822	33,863	31,014	
(1) 支 払 利 息	160,482	149,382	139,969	131,046	121,875	112,587	102,622	93,332	85,121	77,532	70,551	64,275	58,599	53,606	48,843	44,436	40,499	36,966	33,825	30,866	28,017	
(2) そ の 他	25,379	17,177	24,360	20,101	13,562	3,601	2,976	2,969	2,965	2,961	2,959	3,001	2,999	2,999	2,998	2,998	2,997	2,997	2,997	2,997	2,997	
支 出 計 (D)	1,120,898	1,115,270	1,134,948	1,144,651	1,154,899	1,155,213	1,153,946	1,153,555	1,152,356	1,149,412	1,149,368	1,148,115	1,143,141	1,138,371	1,134,649	1,132,107	1,128,687	1,128,282	1,126,231	1,122,841	1,122,273	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 261,708	△ 246,079	△ 255,788	△ 211,364	△ 206,866	△ 190,751	△ 176,912	△ 114,560	△ 104,721	53,136	54,061	110,649	△ 30,546	△ 27,477	△ 24,944	50,596	53,157	52,570	51,493	52,242	47,048	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 261,708	△ 246,079	△ 255,788	△ 211,364	△ 206,866	△ 190,751	△ 176,912	△ 114,560	△ 104,721	53,136	54,061	110,649	△ 30,546	△ 27,477	△ 24,944	50,596	53,157	52,570	51,493	52,242	47,048	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 261,708	△ 507,787	△ 763,575	△ 974,938	△ 1,181,804	△ 1,372,555	△ 1,549,467	△ 1,664,026	△ 1,768,747	△ 1,715,611	△ 1,661,551	△ 1,550,902	△ 1,581,448	△ 1,608,924	△ 1,633,869	△ 1,583,273	△ 1,530,116	△ 1,477,546	△ 1,426,053	△ 1,373,811	△ 1,326,763	
流 動 資 産 (J)	346	367	430	228	417	223	29	326	201	421	15	388	345	120	41	793	408	28	273	36	388	
う ち 未 収 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流 動 負 債 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 建 設 改 良 費 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	-75%	-143%	-206%	-231%	-272%	-305%	-334%	-315%	-328%	-314%	-301%	-252%	-258%	-262%	-267%	-231%	-223%	-216%	-208%	-201%	-195%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 規 模 (P)	349,901	355,098	369,947	422,063	434,312	449,358	464,271	528,560	539,399	545,509	552,803	614,285	613,153	613,112	613,082	686,312	686,322	685,503	684,436	682,412	680,119	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資本的収支																						(単位:千円)	
年 度		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度	
区 分																							
資本的収入	1. 企業債	846,700	605,400	753,100	729,600	636,200	411,500	359,900	331,783	285,516	265,600	232,307	184,900	123,100	91,000	77,800	77,800	77,800	88,211	89,218	77,800	143,646	
	うち資本費平準化債	0	233,100	269,200	295,200	300,700	295,500	282,100	252,900	206,300	187,800	147,500	107,100	45,300	13,200	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	378,500	230,000	224,000	187,000	177,000	215,000	215,500	172,000	179,000	39,500	54,000	13,000	166,000	174,000	175,500	85,000	67,000	55,000	48,000	35,000	41,000	
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計負担金	24,125	26,252	26,252	26,252	22,806	21,843	20,879	20,879	20,879	20,879	20,879	20,879	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346
	5. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	140,050	113,500	195,500	158,400	76,450	5,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 受益者負担金・分担金	103,271	37,658	34,673	24,919	38,307	352	239	163	110	75	51	42	28	18	12	8	5	3	2	1	1	
	9. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	1,492,646	1,012,810	1,233,525	1,126,171	950,763	654,495	596,518	524,825	485,505	326,054	307,237	219,288	310,474	286,364	274,658	184,154	166,151	164,560	158,566	134,147	205,993		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純計 (A)-(B) (C)	1,492,646	1,012,810	1,233,525	1,126,171	950,763	654,495	596,518	524,825	485,505	326,054	307,237	219,288	310,474	286,364	274,658	184,154	166,151	164,560	158,566	134,147	205,993		
資本的支出	1. 建設改良費	1,089,107	576,002	766,019	671,113	477,878	167,002	116,705	119,308	119,554	119,079	126,302	119,181	119,181	119,181	119,181	119,181	119,181	131,495	132,686	119,181	197,064	
	うち職員給与費	37,400	39,811	39,811	39,811	39,811	35,957	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103	32,103
	2. 企業債償還金	572,601	605,237	647,448	681,122	697,342	712,914	717,961	707,140	679,418	678,846	654,961	633,493	585,737	568,360	561,455	546,347	534,187	520,250	516,265	504,830	500,439	
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計への支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	1,661,708	1,181,239	1,413,467	1,352,235	1,175,221	879,916	834,667	826,448	798,972	797,926	781,263	752,674	704,918	687,541	680,636	665,528	653,368	651,745	648,951	624,011	697,502		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	169,062	168,428	179,942	226,064	224,457	225,422	238,149	301,623	313,467	471,871	474,027	533,386	394,444	401,178	405,978	481,375	487,217	487,185	490,386	489,864	491,509		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	96,756	125,962	122,429	174,550	189,757	213,315	230,263	293,993	305,391	464,184	465,057	525,843	386,484	393,037	397,982	474,211	478,916	477,769	481,487	481,711	476,866	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	72,652	42,833	57,942	51,742	35,117	12,330	7,914	7,957	8,277	8,108	8,985	7,932	8,305	8,261	8,037	7,957	8,709	9,444	9,172	8,189	15,032	
計 (F)	169,408	168,795	180,372	226,292	224,874	225,645	238,178	301,950	313,668	472,293	474,042	533,774	394,789	401,298	406,019	482,167	487,625	487,213	490,659	489,900	491,898		
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 346	△ 367	△ 430	△ 228	△ 417	△ 223	△ 29	△ 326	△ 201	△ 421	△ 15	△ 388	△ 345	△ 120	△ 41	△ 793	△ 408	△ 28	△ 273	△ 36	△ 388		
他会計借入金残高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業債残高 (H)	11,233,767	11,233,931	11,339,582	11,388,061	11,313,640	10,965,345	10,576,317	10,165,377	9,737,851	9,295,254	8,852,934	8,388,662	7,911,290	7,421,412	6,927,535	6,451,979	5,990,636	5,554,366	5,123,064	4,691,754	4,330,658		

○他会計繰入金																						(単位:千円)
年 度		令和2年度 (本年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	令和22年度
区 分																						
収益的収支分		298,208	300,853	298,534	298,758	299,910	299,779	297,151	294,225	291,696	440,673	433,578	428,539	283,582	282,677	281,674	280,545	279,785	278,566	278,450	277,278	275,573
	うち基準内繰入金	298,208	300,853	298,534	298,758	299,910	299,779	297,151	294,225	291,696	440,673	433,578	428,539	283,582	282,677	281,674	280,545	279,785	278,566	278,450	277,278	275,573
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分		402,625	256,252	250,252	213,252	199,806	236,843	236,379	192,879	199,879	60,379	74,879	34,346	187,346	195,346	196,846	106,346	88,346	76,346	69,346	56,346	62,346
	うち基準内繰入金	24,125	26,252	26,252	26,252	22,806	21,843	20,879	20,879	20,879	20,879	20,879	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346	21,346
	うち基準外繰入金	378,500	230,000	224,000	187,000	177,000	215,000	215,500	172,000	179,000	39,500	54,000	13,000	166,000	174,000	175,500	85,000	67,000	55,000	48,000	35,000	41,000
合 計		700,833	557,105	548,786	512,010	499,717	536,621	533,530	487,104	491,575	501,052	508,457	462,884	470,928	478,023	478,520	386,891	368,131	354,912	347,795	333,624	337,918

第5章 経営戦略の事後検証等

1. 経営戦略の見直しの方針

経営戦略は、令和12年度までの10年間の計画ですが、社会情勢が大きく変化する昨今では、今後、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが予想されます。

経営戦略で掲げた取り組みを着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行い、計画の中間期には検証を行います。

2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

計画の中間期には、経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を公表します。





【発行】

愛知県江南市

〒483-8701

愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地

TEL : 0587-54-1111 (代)

【編集】

水道部下水道課